

令和7年度

阿倍野区福祉善意銀行払出募集要項

阿倍野区コミュニティ育成基金

募集期間 令和7年4月1日（火）～5月16日（金）

社会福祉法人

大阪市阿倍野区社会福祉協議会

福祉善意銀行運営委員会

# コミュニティ育成基金払出の募集

阿倍野区社会福祉協議会が運営している「福祉善意銀行」で明るく住みよいまちづくりをめざして、コミュニティづくりの推進や活性化を図ることを目的に「阿倍野区コミュニティ育成基金」を設置しています。令和7年度、下記のとおり申請の募集を行います。

- 〈払出対象〉 阿倍野区における明るく住みよいまちづくりをめざしてコミュニティづくりの推進や活性化を図ることを目的として、各地域の区民を対象とする事業を、区内各地域連合町会を対象に払出を行います。
- 〈対象事業〉 令和7年度内に完了する事業に対する必要経費。申請金額は払出金額（助成金額）の20%以上の自己資金（参加費等を含む）を有し、各地域15万円を上限とする。
- 〈払出総額〉 150万円
- 〈申込方法〉 「阿倍野区コミュニティ育成基金払出申請書」に必要な添付書類を添えて提出してください。
- 〈申込期間〉 令和7年4月1日（火）～5月16日（金）
- 〈選考方法〉 令和7年6月に開催予定の阿倍野区善意銀行運営委員会で申請書類に基づき審査し、払出先と払出金額を決定いたします。払出については減額、または払出されない場合もありますのでご了承ください。
- 〈決定通知〉 結果については6月下旬に文書にて通知します。

※「阿倍野区福祉善意銀行」における「コミュニティ育成基金」の助成の原資となってきた基金預託は令和4年度で終了しました。その後、令和5・6年度はその基金の残資金で運営してきましたが、令和7年度は阿倍野区社会福祉協議会が運用する「阿倍野区地域福祉基金」を原資として、区内各地域を対象にして、各地域10万円の払出を行います。また今回に限り、令和6年度までの基金の残資金を均等配分（各地域5万円）する金額を含め、各地域総額15万円を上限として申請を受付けます。

※令和8年度は、各地域10万円を払い出す予定ですが、阿倍野区善意銀行運営委員会で検討いたします。

《申し込み、問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会

〒545-0037 大阪市阿倍野区帝塚山1-3-8

TEL (06) 6628-1212 fax (06) 6628-9393

メールアドレス：chikatsu2@abenokushakyo.jp

ホームページ：http://www.abenokushakyo.jp